

○山口県警察犯罪捜査共助要綱

平成21年11月5日

山口刑企第577号

山口生企第908号

山口交企第560号

山口備公第361号

(概 要)

本通達は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、連絡共助について必要な事項を規定したものである。

この要綱には、

- 緊急事件手配
- 事件手配
- 指名手配
- 指名通報

等が規定されている。